

## 弥富市ささえあいセンター 買い物支援サービスについて

### ●地域公共交通活性化協議会で合意の必要な事項

道路運送法 79 条に規定する福祉有償運送（買い物支援サービス）の同法第 79 条の 6 及び同法施行規則第 51 条の 10 の規定に基づく有効期間の更新の登録について、以下の事項について地域公共交通活性化協議会で合意が必要となります。

- ① 福祉輸送の必要性
- ② 運送の区域
- ③ 旅客から收受する対価
- ④ 旅客の範囲
- ⑤ 更新登録時期

### ◆ サービスの位置づけについて

#### ○道路運送法施行規則第 49 条（自家用有償旅客運送）

法第 78 条第 2 号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者が行うものであって、次に掲げるものとする。

（省略）

2 乗車定員 11 人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）第 2 条第 1 項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用する事が困難な者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

ささえあいセンター買い物支援サービスは、上記の施行規則第 49 条の 2 の福祉有償運送にあたります。また、対象者の範囲は、

- イ 身体障害者
  - ロ 精神障害者
  - ハ 知的障害者
  - ニ 要介護認定者
  - ホ 要支援認定者
  - ヘ 基本チェックリスト該当者
- となっております。

ささえあいセンター買い物支援サービスの旅客の範囲は、上記イからヘの範囲としており、「他人の介助によらずに移動することが困難である」については、会員登録時その他必要な場合に応じて各種手帳を提示すること等により判断するものとします。

## ①弥富市における福祉輸送の必要性について

本市は、自分で買い物に行けない移動制約者の生活支援サービスの一環として、令和3年4月から弥富市ささえあいセンターが車両を使った買い物支援サービスを行ってきました。

今後も買い物支援サービスで移動手段を確保することで、介護や支援の必要な高齢者や障がいのある方の社会参加の機会の増加やその家族の負担軽減にもつながると考えられます。

以上により、本市において、福祉輸送サービスは必要であると考えます。

### 1. 弥富市における要介護者、身体障がい者等移動制約者の状況

弥富市の人口は 43,366 人で 65 歳以上が 11,472 人となっており、高齢化率は 26.5% と 4 人に 1 人は高齢者となっております。

また、本市における移動制約者の状況は、介護保険の要支援認定を受けている者が 615 人、要介護認定を受けている者が 1,358 人、総合事業対象者が 527 人、身体障害者手帳の交付を受けている者が 1,271 人、療育手帳の交付を受けている者が 396 人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が 617 人の計 4,784 人（重複あり）となっており、前回の更新時から増加しています。（令和7年4月1日現在）

#### ◆弥富市の人団（令和7年4月1日現在）

総人口	65 歳以上の人口	高齢化率
43,366 人	11,472 人	26.5%

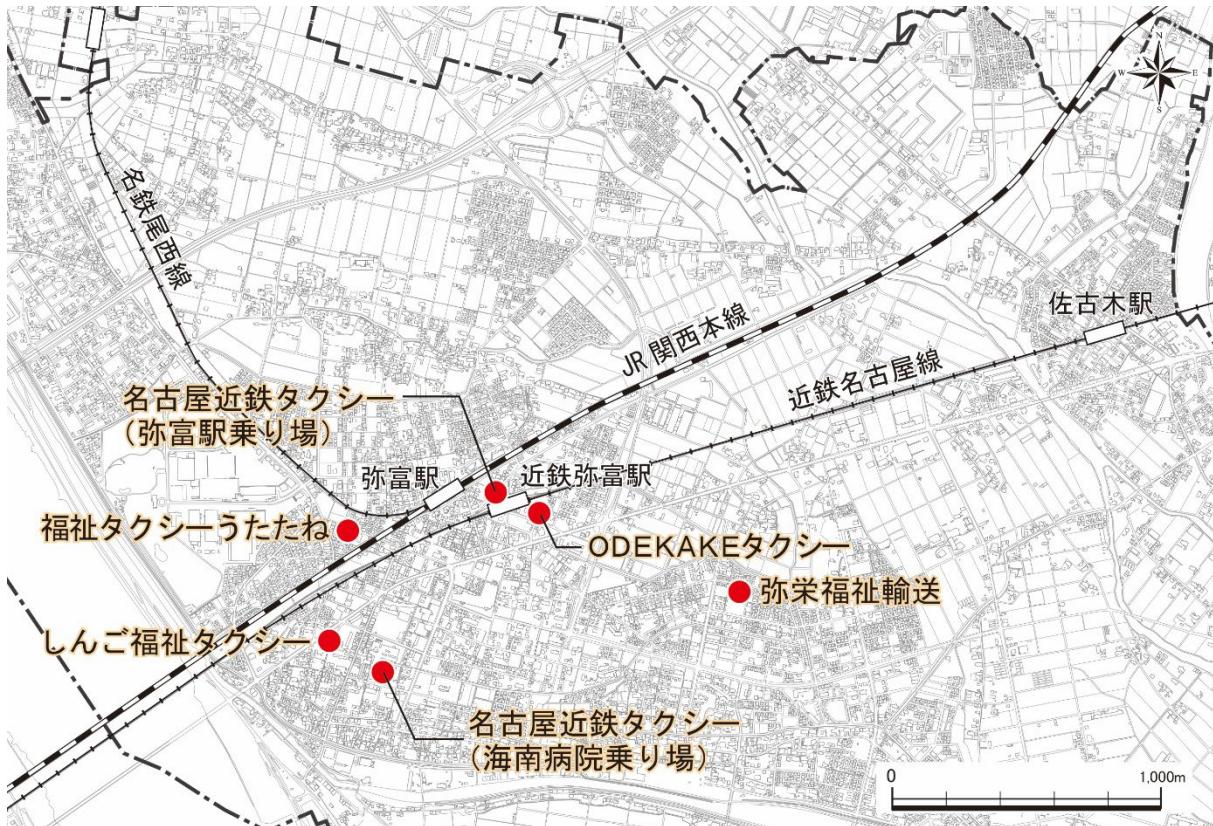
#### ◆移動制約者の状況（前回更新時からの変化）

	令和4年4月1日	令和7年4月1日
要支援認定者（要支援1,2）	571 人	615 人
要介護認定者（要介護1～5）	1,311 人	1,358 人
総合事業対象者	382 人	527 人
身体障害者手帳交付者	1,332 人	1,271 人
療育手帳交付者（A,B,C）	363 人	396 人
精神障害者保健福祉手帳交付	492 人	617 人
計（重複あり）	4,451 人	4,784 人

## 2. 弥富市における公共交通機関などの状況

北部地域を近鉄名古屋線とJR関西本線、名鉄尾西線が通っており、市内には計4つの駅が立地しています。また、三重交通の路線バスが2路線、市内全域を運行するコミュニティバス「きんちゃんバス」が2路線、デマンド交通が実証運行しているほか、市中心部に名古屋近鉄タクシーのほか、介護タクシー事業者としてしんご福祉タクシーと弥栄福祉輸送と、福祉タクシーウタたたね、オデカケ、ODEKAK Eタクシーがあります。

### ◆弥富市内のタクシー事業者



### 3. NPO 等による移動制約者に対する輸送サービスの活動状況

弥富市においては現在有償で輸送サービスを行っている事業者はありません。

## ②運送の区域

## ③旅客から収受する対価

## ④旅客の範囲

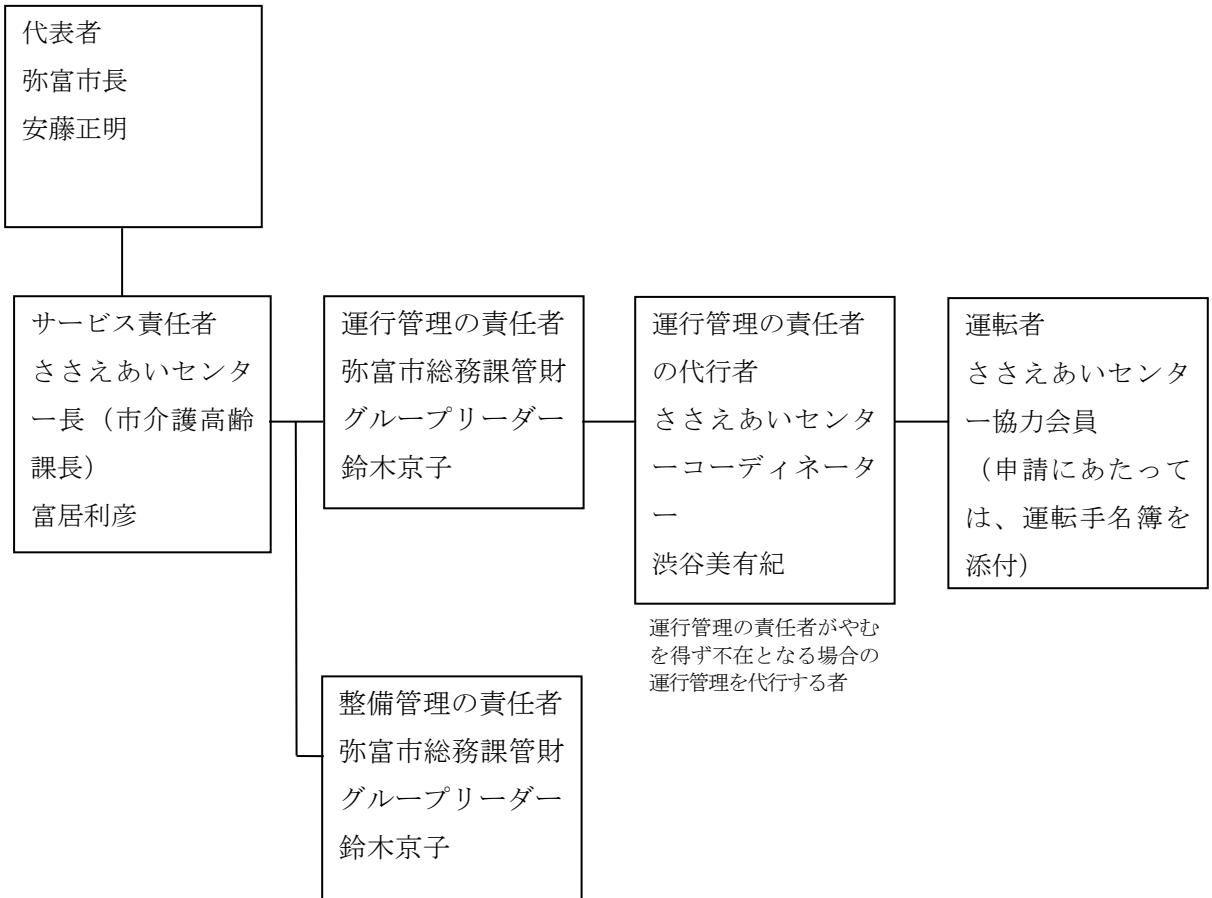
以下の通り。

依頼区分：更新登録

項目	詳 細	
運送主体	申請団体	弥富市
	法人種類	地方自治体
	住所	愛知県弥富市前ヶ須町南本田 335 番地
	代表者職・氏名	弥富市長 安藤正明
	事業所名	弥富市ささえあいセンター
	事業所所在地	愛知県弥富市鯉浦町上本田 95 番地 1
利用対象者及び会員数	<p>イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 1名 ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者 0名 ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者 0名 ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者 9名 ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者 4名 ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者 6名 合計 19名 (重複分を除いた会員数)</p>	
運送の区域	弥富市	
使用車両	福祉車両	0台
	セダン	2台
使用権原	車検証確認済	
運転者数	一種	19名
	二種	0名
運転者に関する講習等の受講状況	運転免許証、修了証等確認済	
損害賠償措置	保険証書確認済	
運送の対価	30分あたり 150円	
運送の対価以外の対価	30分あたり 200円 (介助料)	
備考	※登録料・年会費なし	

## 運行管理・整備管理に係る体制図

弥富市ささえあいセンター



## ⑤ 更新登録時期

本事業は令和8年4月1日から更新登録します。